

# 埼玉県の建設工事について

～労働災害の防止・働き方改革～

- 1 労働災害の防止に向けた取組  
～県発注工事における安全衛生への配慮～
- 2 建設業における働き方改革



令和8年6月24日（水）

埼玉県 県土整備部 建設管理課

# 1 労働災害の防止に向けた取組

## ～県発注工事における安全衛生への配慮～



# (1) 県発注工事における安全衛生配慮事項

## 1. 土木工事安全施工技術指針

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の**安全施工の技術指針**を示したものの。(埼玉県土木工事实務要覧の一部として規定)

## 2. 契約時における確認票

建設工事の契約時に**労働災害の防止**や公正な取引、過積載や改造車両の不使用などを記載した「契約時における確認票」を作成し、**受発注者双方**で内容を**確認**するもの。

【「契約時における確認票」確認事項の例】

- ・ 建設労働者の賃金、労働時間その他労働条件を適正に確保し、労働災害の防止に努めること。
- ・ 下請業者並びに資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。

## (2) 現場の熱中症対策

### 1. 受発注者による着手前の打合せ（対策・体制の確保）

熱中症リスクがある期間中に現場作業を行う工事は、**着手前に受注者と熱中症対策について打合せを行うとともに、作業時に必要な対策・体制を確認。**

（令和8年4月1日より「契約時における確認票」を改定し、確認項目に追加）

### 2. 必要に応じた熱中症対策費用の計上・加算

#### ① 工期設定

- ・ **猛暑日**（WBGT値31以上となる時間（過去5年平均）を日数換算）を現場不稼働日として算定。（R5.6～）

#### ② 現場管理費の補正

- ・ 受注者の申出（協議）により、**現場稼働日における真夏日**（WBGT値25以上または日最高気温30℃以上）日数に応じて補正値を算出し、**現場管理費の率に加算**（R元.8～）  
（主に作業員個人に対する熱中症対策費用 \* 塩飴、空調服、経口補水液、熱中症対策キットなど）

#### ③ 現場環境改善費の計上

- ・ 現場環境改善費（率分）で計上していた**熱中症・防寒対策費用について、積み上げ計上に変更。**（R7.6～）  
（主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用 \* 大型扇風機、日除けテント、ミスト、給水機など）
- ・ 受注者の申出（協議）により実費計上とし、**現場環境改善費（率分）の50%を上限額とする。**
- ・ 令和8年5月以降は、受注者の申出（協議）により計上する**実費積み上げの上限を現場環境改善費（率分）の50%から100%に引き上げ**

## (2) 現場の熱中症対策

### 3. 柔軟な現場作業時間の設定

熱中症リスクのある期間において、作業員等の健康と安全を確保するため、受注者からの申し出に応じ、**作業時間の変更（繰り上げ等）**について柔軟な対応を行うこととした。

#### <作業時間の変更例>

- 変更前：8時～17時  
↓
- 変更後：5時～14時

※対象工事は熱中症リスクのある期間に屋外作業を伴うもので、周辺環境への騒音、交通面などの影響が少ないもの、かつ地元住人の承諾が得られたものに限る。

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間	作業開始時間の前倒し												
本事例の作業時間													

熱中症による死傷者発生数の多い15時台※より前に作業完了

※2024年(令和6年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)(厚生労働省)より

引用：R7.12 建設工事における猛暑対策事例集(国交省)  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001275.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001275.html)

## (3) 建設業コンプライアンス研修

建設業の健全な発展のため、毎年、法令遵守を主テーマとして、建設業者を対象に開催している。(R8 Web開催予定)

### <内容(予定)>

- ・ 建設業法等に関する法令遵守
- ・ 建設業許可・経審の電子申請化、社会保険・建退共への加入
- ・ その他



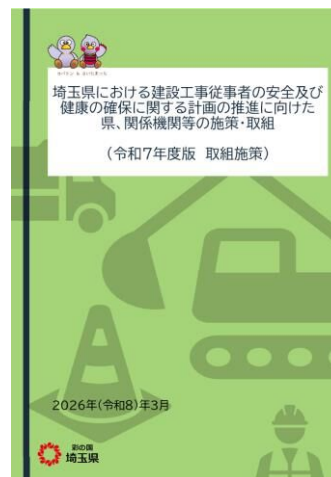
### 【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/soudan/konpuraiansu.html>

## (4) 建設職人基本法の県計画・取組施策の公開

建設工事従事者の安全と健康の確保に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とし、H29.3に法施行。同法9条に基づき、R3.3に県計画を策定。県HP及び県政情報センターで公開中。

また、県計画を推進するための「取組施策」を策定・公表しており、国の基本計画改定（R5.6.13）の内容も踏まえた更新を毎年行うことで、県計画の推進に努めている。



【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetsusyokuninkihouhou.html>

## 県計画の位置づけ

- ◆ **建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律**【H29.3施行】  
〔通称：建設職人基本法〕
- ◇ **建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画**【H29.6策定】  
〔法第8条に基づく、国（政府）の基本計画〕



- ◇ **埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画**  
〔法第9条に基づく、基本計画を助案して策定する都道府県計画〕

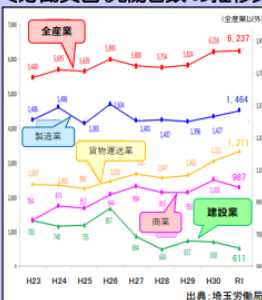
○埼玉県建設工事従事者安全確保推進会議（※）を設置し、計画（素案）を作成  
※構成団体  
建設団体：（一社）埼玉県建設産業団体連合会、（一社）埼玉県建設業協会、建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
建設労働団体：埼玉土建一般労働組合、埼玉県建設労働組合連合会  
関係行政機関：厚生労働省埼玉労働局（労働基準部）、国土交通省関東地方整備局（建設部）、埼玉県（産業労働部、県土整備部）

○県内建設業は、県民の安心・安全な生活を確保する「地域の守り手」であり、将来的な担い手を確保していくためにも、建設工事従事者の安全・健康の確保は、最優先で取り組むべき課題

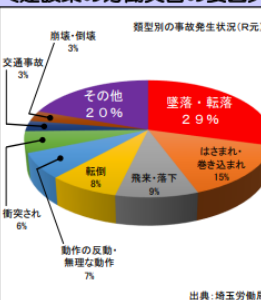
○県は、国等の関係行政機関や建設業関連団体等と連携を図り、各種の施策や取組を進めていくことで、計画を推進

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

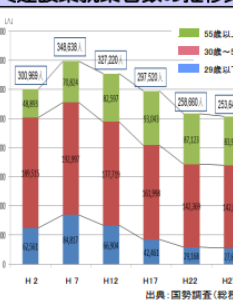
〔労働災害（死傷者数）の推移〕



〔建設業の労働災害の要因〕



〔建設業就業者数の推移〕



- 労働災害は、他業種に比べ減少傾向にある一方、重大事故の撲滅に至っていない
- 災害の要因としては、墜落・転落が依然として多く、熱中症の発生リスクも高い
- 県内の建設業就業者は、若年層の入職が進まない状況で減少・高齢化傾向にある

## 県計画における安全及び健康の確保に関する施策

〔施策、主な取組 ～県計画の特色～〕

- 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等**
  - ・安全及び健康に配慮した工期の設定（著しく短い工期の禁止）  
【改正 建設業法（R2.10施行）】
- 2. 責任体制の明確化**
  - ・元請、下請負人各々の役割に応じた安全衛生対策の実施
- 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施**
  - ・元請負人による統括安全衛生管理の徹底
  - ・一人親方等の安全及び健康への配慮の促進
- 4. 建設工事の現場の安全性の点検等**
  - ・熱中症発生リスクの高い本県の状況を踏まえた熱中症対策
  - ・新型コロナウイルス等感染症予防対策など作業環境の改善
- 5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化**
  - ・フルハーネス型の墜落制止用器具の着用原則化  
【改正 労働安全衛生法（H31.2施行）】
- 6. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発**
  - ・増加傾向にある外国人労働者への安全衛生教育等の対応
- 7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策**
  - ・建設業許可における社会保険等加入の要件化  
【改正 建設業法（R2.10施行）】
  - ・建設業における働き方改革の推進（週休2日制等休日の確保）  
【働き方改革関連法（H31.4施行）】
  - ・産官学連携による「建設産業担い手確保・育成ネットワーク」の取組の推進



## 建設工事における労働安全衛生に関する情報発信

県ホームページでは、県計画の他、県内建設業  
に関わる皆様へ、建設工事従事者の安全及び

埼玉県 建設職人基本法

検索

健康の確保に関する取組を実施する際の参考となるような  
情報発信を行ってまいります。ぜひ、ご活用ください！

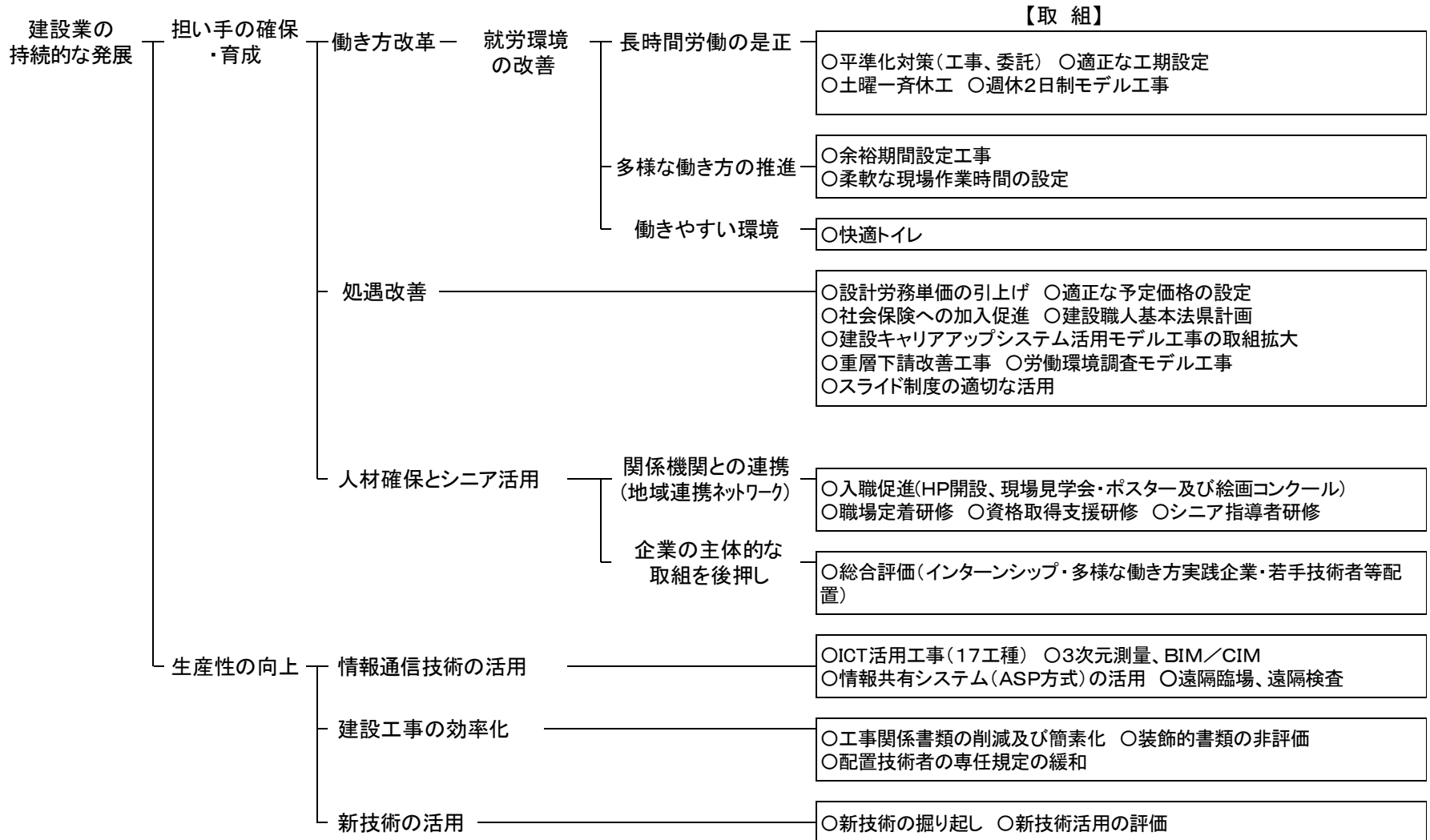


〔URL〕 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetsusyokuninikihouhou.html>

## 2 建設業における働き方改革



# (1) 建設業の働き方改革に関する県の施策体系



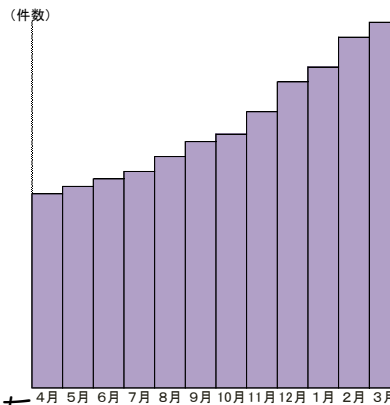
## (2) 発注・施工時期の平準化【取組内容】

### ◆平準化に向けた取組

- 債務負担行為の活用  
(ゼロ債務、債務負担)
- 柔軟な工期の設定  
(余裕期間制度の活用)
- 速やかな繰越手続き  
(適正な工期の設定)
- 積算の前倒し  
(発注準備工事)
- 早期執行のための目標設定  
(発注見通しの公表)
- 工事工程表の掲載
- 適正な工期設定の考え方をまとめた冊子を公開し、工期変更のツールとしての活用を促進

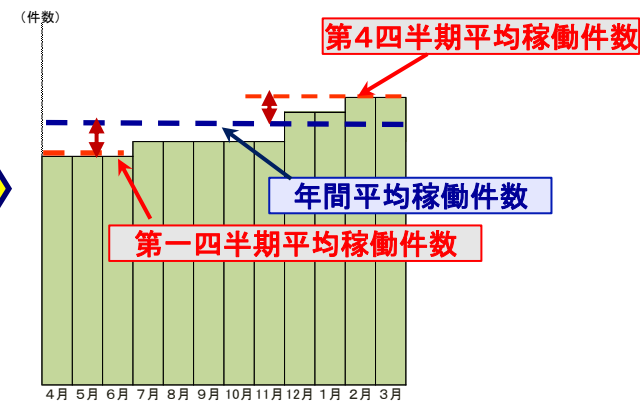
### ◆平準化イメージ

月別工事稼働件数



### 目標

年間平均稼働件数に対する四半期平均稼働件数を、第1四半期90%、第4四半期100%に



	R7年度	R8年度	R9年度
発注計画の作成・公表		年度当初 ● 変更等随時公表	補正成立後 ● ●
①債務負担行為の活用		執行	非出水期完了 (12ヶ月未満)
②債務負担行為の活用(ゼロ債務)	1-3月契約	12月迄完成	
③発注準備工事	準備	4-6月契約 年度内完成	
④速やかな繰越		● ●	

## (3) 休日の確保【週休2日の推進】①

### 1. 県内建設工事現場の土曜一斉休工 平成29年度～

- 祝日と併せて3連休となりうる土曜日を  
中心に、夏から冬の期間で休工日を設定
- 建設業界の「休日確保」に関する  
意識の醸成を図る目的で実施
- 令和7年度を取組期間における  
埼玉県県土整備部の発注工事の休工率は  
97.0%であり、  
高い水準で休日の確保ができています。

埼玉県内の公共工事を  
一斉に休みます！

～県内統一の“土曜一斉休工”～

建設業界の週休2日に対する意識向上や働き方改革推進の一つとして、関係団体連携して県内の公共工事を一斉休工する取り組みを行います。

実施日

※ 11月～12月までの下記土曜日を土曜一斉休工日とします。

令和7年度

11月 1日(土)、11月8日(土)、11月15日(土)、  
11月22日(土)、11月29日(土)、12月6日(土)、  
12月13日(土)

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。  
希望と魅力のある建設業の実現目指して、埼玉県内の公共工事を  
一斉に休工する試行を行います。(緊急工事などは除きます)

埼玉県i-Construction推進連絡会(幹事会)

- 国土交通省関東地方整備局  
利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、二瀬ダム管理所、  
荒川調節池工事事務所、大宮国道事務所、北首都国道事務所
- 埼玉県
- さいたま市
- (一社)埼玉県建設業協会

## (3) 休日の確保【週休2日の推進】②

### 2. 週休2日制モデル工事の導入 令和元年度～

#### <実施方法>

- ・「発注者指定型」による発注
- ・「現場閉所型」による発注を原則とし、現場閉所が困難な工事については「交替制」とすることができる
- ・令和6年10月からは通期に加えて、月単位の週休2日を導入
- ・令和7年10月からは通期の経費補正を廃止し、完全週休2日を導入

#### <対象工事>

- ・ **全工事**（緊急工事等対象外工事を除く）で実施（令和4年度～）

#### <経費の補正>

- ・ 週休2日に見合う経費となるよう、労務費、共通仮設費、現場管理費を補正して加算計上

## (4) 処遇改善の取組

### 1. 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事

令和4年1月～

#### <対象工事>

- ・埼玉県県土整備部が発注する全ての工事

#### <実施内容>

- ・技能者情報登録：60%以上
- ・就業履歴情報登録：全工事期間

#### <サポート>

- ・カードリーダー等の購入費用や現場でのカードタッチ費用について、実施状況等を確認の上、補助
- ・モデル工事受注者の内、希望者にはCCUSの運用サポートを実施



建設業の今とこれからをみんなで支える 概要編

建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め」「育てる」仕組みです

**point ① 技能者の処遇改善**

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。

**point ② 明確なキャリアパス**

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベルで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い世代に選ばれる産業を目指します。

**point ③ 施工能力の見える化**

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。

**技能者を評価する仕組み**

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 ● 青 ● 銀 ● 金)カードを交付して評価。

**事業者の施工能力の見える化を進める仕組み**

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建物の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。

一般財団法人 建設業振興基金

※105-001 東京都建設局/〒105-0014 東京都港区新橋2-1-1 建設業振興基金 建設キャリアアップシステムホームページをご覧ください

詳しくはこちら 

ご清聴ありがとうございました

